

指定障がい福祉サービス事業者自己点検表

(令和5年7月改正版)

【自立訓練（生活訓練）】

点検年月日	年 月 日
事業所名	
記入者（職・氏名）	
<p>本点検表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。</p> <p>1. 「点検結果」の記入は、下記の分類により、該当する項目を○で囲んでください。</p> <ul style="list-style-type: none">・適：点検事項の内容を満たしている。（行っている。）・否：点検事項の内容を満たしていない。（例：サービス管理責任者の員数が少ない等） <p>2. 作成後の活用について</p> <ul style="list-style-type: none">・本点検表で事業所運営等の自己点検ができますので、指定申請や適正な事業所運営の確認にご活用ください。・福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。・確認事項に不明な点等がありましたら、担当までご連絡ください。 <p>※福岡市ホームページからもダウンロードすることができます。</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（生活訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。</u>	適 ・ 否	法第43条 平18厚令171 第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（生活訓練）の提供に努めているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(3) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第3条第3項	運営規程 虐待防止委員会の 開催記録 研修計画、研修実 施記録 虐待防止関係書類 責任者を設置して いることが分かる 書類
	(4) <u>指定自立訓練（生活訓練）の事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第165条 施行規則 第6条の7 第2号、 第6条の6 第2号	運営規程 個別支援計画 ケース記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第2 人員に関する基準			法第43条第1項	
1 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の員数	指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 多機能型事業所の場合は、「第7 多機能型に関する特例」を参照		平18厚令171第166条第1項	
(1) 生活支援員	① 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。 イ ロに掲げる利用者以外の利用者 ロ 指定宿泊型自立訓練の利用者 ② 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	適 ・ 否	平18厚令171第166条第1項第1号	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(2) 地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上となっているか。	適 ・ 否	平18厚令171第166条第6項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(3) サービス管理責任者	① 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数となっているか。 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適 ・ 否	平18厚令171第166条第1項第3号	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>② サービス管理責任者のうち1人以上は常勤となっているか。 (ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p> <p>※ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないが、当該事業所の利用定員が20人未満である場合には、他の職務に係る勤務時間を算入することが可能である。 なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められない。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの自立訓練(生活訓練)計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲で、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第166条第7項	
(4) 看護職員	<p>① 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、第2の1の(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上となっているか。</p> <p>② 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p>	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告544 平18厚令171 第166条第2項 平18厚令171 第166条第6項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
(5) 訪問による指定自立訓練（生活訓練）	指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第166条第3 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(6) 利用者数の算定	(1)から(4)までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第166条 第4項	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
(7) 職務の専従	(1)から(4)に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171 第166条 第5項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
(8) 管理者	指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (管理者の資格要件) 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	適 ・ 否	平18厚令171 第167条準用 (第51条) 平18厚令174 第61条準用 (第35条)	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
(9) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定自立訓練（生活訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第167条準用 (第79条)	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(経過措置)</p> <p>指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p>		平18厚令171 附則第23条	<p>用人数)が分かる書類（実績表等）</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第3 設備に関する基準			法第43条第2項	
1 設備	<p>(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。</u> <u>（ただし、相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。）</u> <u>多機能型事業所の場合は、「第7 多機能型に関する特例」を参照</u></p> <p>※ 原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な既存施設を利用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定就労移行支援を提供する場合については、これを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用する。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>（設備構造） 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(2) <u>訓練・作業室</u> ① <u>訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</u> ② <u>訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</u></p> <p>(3) <u>相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</u></p> <p>(4) <u>洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。</u></p> <p>(5) <u>便所は、利用者の特性に応じたものであるか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第168条第1項 平18厚令171第168条第4項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
		適 ・ 否	平18厚令174第61条準用（第34条）	
		適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚令171第168条第2項第1号	平面図 設備・備品等一覧表
		適 ・ 否	平18厚令171第168条第2項第2号	【目視】
		適 ・ 否	平18厚令171第168条第2項第3号	【目視】
		適 ・ 否	平18厚令171第168条第2項第4号	【目視】

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
2 指定宿泊型 自立訓練を実 施する場合	<p>(経過措置)</p> <p>法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧法精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>		平18厚令171 附則第22条	適宜必要と認める 資料
	<p><u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>（ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。）</u></p>		平18厚令171 第168条 第3項	
	<p><u>(1) 居室</u></p> <p>① <u>一の居室の定員は、1人となっているか。</u></p> <p>② <u>一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43方メートル以上となっているか。</u></p>	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚令171 第168条 第3項第1号	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
	<p><u>(2) 浴室は、利用者の特性に応じたものとなっているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第168条 第3項第2号	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
	<p>(経過措置)</p> <p>(1) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、指定知的障害者更生施設（指定知的障害者入所更生施設に限る。）、指定特定知的障害者授産施設（指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第3の2の規定を適用する場合には、同(1)①中「1人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同(1)②中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人あたりの床面積</p>		平18厚令171 附則第20条 第1項	適宜必要と認める 資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 設備の専用	<p>は」と、「7.43 平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4 平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6 平方メートル」とする。</p> <p>(2) 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第 4 条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第 3 の 2 の (1) の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1 人」とあるのは、「原則として 4 人以下」と同(1)②中「7.43 平方メートル」とあるのは、「3.3 平方メートル」とする。</p> <p>これらの設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものとなっているか。 （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171 附則第20条 第2項</p> <p>平18厚令171 第168条 第5項</p>	<p>適宜必要と認める 資料</p> <p>【目視】</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
<p data-bbox="163 196 342 260">第4 運営に関する基準</p> <p data-bbox="163 308 342 403">1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p data-bbox="387 308 1485 483"><u>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練（生活訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p> <p data-bbox="421 523 1305 547">※重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。</p> <ul data-bbox="454 563 1485 770" style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理体制 ・サービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） <p data-bbox="1104 778 1485 802">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p data-bbox="387 890 1485 954"><u>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p> <p data-bbox="421 994 835 1018">※交付する書面に記載すべき内容</p> <ol data-bbox="454 1034 1014 1209" style="list-style-type: none"> ①経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②提供する指定自立訓練（生活訓練）の内容 ③利用者が支払うべき額に関する事項 ④指定自立訓練（生活訓練）の提供開始年月日 ⑤苦情を受け付けるための窓口 <p data-bbox="1104 1217 1485 1241">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p data-bbox="1529 308 1664 331">適 ・ 否</p> <p data-bbox="1529 890 1664 914">適 ・ 否</p>	<p data-bbox="1697 196 1843 260">法第43条第2項</p> <p data-bbox="1697 308 1843 443">平18厚令171第171条準用（第9条第1項）</p> <p data-bbox="1697 890 1843 1026">平18厚令171第171条準用（第9条第2項）</p>	<p data-bbox="1865 308 2045 371">重要事項説明書 利用契約書</p> <p data-bbox="1865 890 2078 1026">重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
2 契約支給量の報告等	(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第10条第1項）	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第10条第2項）	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は指定自立訓練（生活訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第10条第3項）	契約内容報告書
	(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第10条第4項）	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練（生活訓練）の提供を拒んでいないか。</p> <p>※特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(正当な理由の例)</p> <p>①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施区域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難な場合 ④入院治療が必要な場合</p> <p>【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第11条）	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
4 連絡調整に対する協力	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>（連絡調整） 市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第12条）	適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第13条）	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	<p><u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第14条）	受給者証の写し
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>（1）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（2）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第15条第1項）	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	<p><u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第16条）	アセスメント記録 ケース記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第17条 第1項）	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第17条 第2項）	個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ※ 身分を明らかにする証書等には、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第18条 ）	適宜必要と認める 資料
11 サービスの提供の記録	(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しているか。 (記録する事項) 提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額 等 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第169条の2 第1項	サービス提供の記録
	(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 ※ 指定宿泊型自立訓練を提供した際には、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第169条の2 第2項	サービス提供の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(3) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第169条の2 第3項	サービス提供の記録*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料（利用者本人による確認が担保できる場合に限る）
12 指定自立訓練（生活訓練）事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者が指定自立訓練（生活訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第20条第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(4)までに掲げる支払については、この限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第20条第2項）	適宜必要と認める資料*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
13 <u>利用者負担額等の受領</u>	(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第170条 第1項	請求書 領収書
	(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第170条 第2項	請求書 領収書
	(3) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u> ① <u>食事の提供に要する費用</u> <u>（次のイ又はロに定めるところによる）</u> <u>イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第170条 第3項 平18厚令171 第170条第5 項	請求書 領収書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</u></p> <p>② 日用品費</p> <p>③ <u>①又は②のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u></p> <p>① <u>食事の提供に要する費用</u> <u>(次のイ又はロに定めるところによる)</u> イ <u>食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</u> ロ <u>事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、配偶者に限る。）の所得割を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</u></p> <p>② <u>光熱水費</u> <u>(光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。)</u></p> <p>③ <u>居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> イ <u>居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とする。</u> ロ <u>居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たつて勘案すべき事項は、次のとおりとする。</u> <u>(イ) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）</u> <u>(ロ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用</u></p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ <u>①から④に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させるこ</u></p>	適 ・ 否	平18厚告545 の二のイ 平18政令10 第17条第1～ 4号 平18厚令171 第170条 第4項 平18厚令171 第170条 第5項 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条第1～ 4号 平18厚告545 二のロ 平18厚告545 二のハ	請求書 領収書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>とが適当と認められるもの</u></p> <p>(5) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)から(4)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u></p> <p>(6) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(3)及び(4)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第170条 第6項	領収書 * 交付が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
14 利用者負担額に係る管理	<p>(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</u> この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</u> この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第170条の2 第1項 平18厚告553 の一	適宜必要と認める資料（上限額管理結果票等）
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第23条	通知の写し

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
16 指定自立訓練（生活訓練）の取扱方針	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p> <p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練（生活訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供する指定自立訓練（生活訓練）の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>※ 自らその提供する指定自立訓練（生活訓練）の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めること。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	第1項) 平18厚令171 第171条 準用（第23条 第2項）	サービス提供証明書の写し * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
17 自立訓練（生活訓練）計画の作成等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練（生活訓練）に係る個別支援計画（自立訓練（生活訓練）計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第1項）	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(2) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第2項）	個別支援計画 アセスメント及び モニタリングを実 施したことが分か る記録
	<p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第3項）	アセスメントを実 施したことが分か る記録 面接記録
	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（生活訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（生活訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（生活訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第4項）	個別支援計画の原 案 他サービスとの連 携状況が分かる書 類
	<p>(5) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議を開催し、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第5項）	個別支援会議の記 録
	<p>(6) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第58条 第6項）	個別支援計画
	<p>(7) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成した際には、当該自立訓練（生活訓練）計画を利用者に交付しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条	利用者に交付した 記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(8) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成後、自立訓練（生活訓練）計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練（生活訓練）計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 自立訓練（生活訓練）計画に変更があった場合、(2) から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	適 ・ 否	<p>準用（第58条第7項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第58条第8項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第58条第9項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第58条第10項）</p>	<p>個別支援計画</p> <p>個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>モニタリング記録 面接記録</p> <p>(2) から (7) に掲げる確認資料</p>
18 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171第171条準用（第59条）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第59条第1号）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第59条第2号）</p>	<p>個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第59条 第3号）	他の従業者に指導 及び助言した記録
19 相談及び援助	指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第60条 ）	適宜必要と認める 資料
20 訓練	（1）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条準用 （第160条 第1項）	適宜必要と認める 資料
	（2）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条準用 （第160条 第2項）	適宜必要と認め る資料
	（3）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条準用 （第160条 第3項）	適宜必要と認め る資料
	（4）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条準用 （第160条 第4項）	適宜必要と認め る資料
21 地域生活への移行のための支援	（1）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条準用 （第161条	適宜必要と認め る資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
22 食事	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。</p> <p>※ 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	第1項) 平18厚令171 第171条準用 (第161条 第2項)	適宜必要と認める資料
	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第86条 第1項)	適宜必要と認める資料*同意が、電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>※ 食事の提供を外部の事業者に委託する場合は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行うこと。【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第86条 第2項)	適宜必要と認める資料
	<p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第86条 第3項)	適宜必要と認める資料
	<p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（生活訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第86条	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
23 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	適 ・ 否	第4項) 平18厚令171 第171条 準用（第28条 ）	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
24 健康管理	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>※ 健康管理の責任者を定めること。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第87条 ）	適宜必要と認める資料
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定自立訓練（生活訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第88条 ）	適宜必要と認める資料
26 管理者の責務	<p>（1）指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第66条 第1項）	適宜必要と認める資料
	<p>（2）指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第10章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第66条 第2項）	適宜必要と認める資料
27 運営規程	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第89条 ）	運営規程

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
28 勤務体制の確保等	<p>④ 利用定員 多機能型事業所の場合は、「第7 多機能型に関する特例」を参照</p> <p>⑤ 指定自立訓練（生活訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うこと。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>① 虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>② 成年後見制度の利用支援</p> <p>③ 苦情解決体制の整備</p> <p>④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p> <p>⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること_ 等</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>（規模） 自立訓練（生活訓練）事業所は、20人以上の人員を利用できる規模を有するものでなければならない。</p> <p>（従たる事業所を設置する場合の規模の特例） 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。</p> <p>（1）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令174第57条</p> <p>平18厚令174第61条準用（第40条第2項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第68条）</p>	<p>従業者の勤務表</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業員によって指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</u></p> <p>※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者へ委託しても差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p><u>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、適切な指定自立訓練（生活訓練）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 講ずべき措置の具体的内容</p> <p>① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 <u>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</u></p> <p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 <u>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</u> 【解釈通知 平18障発0126001】</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>第1項)</p> <p>平18厚令171第171条準用（第68条第2項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第68条第3項）</p> <p>平18厚令171第184条準用（第68条第4項）</p>	<p>勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>方針 相談窓口</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
29 業務継続計画の策定等	<p>(1) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 （感染症にかかると業務継続計画） ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄品の確保等） ② 初動対応 ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） （災害に係る業務継続計画） ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等） ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③ 他施設及び地域との連携 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>* 令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 感染症及び災害に係る業務継続計画についての研修を年1回以上（新規採用時にも実施することが望ましい）実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第33条の2第1項） 令3厚令10附則第3条	業務継続計画（感染症・災害） 研修計画、研修実施記録 訓練の記録
		適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第33条の2第2項）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
30 定員の遵守	<p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>* 令和 6 年 3 月 31 日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</p> <p><u>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p> <p>* 令和 6 年 3 月 31 日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。</p>	適 ・ 否	<p>令3厚令10 附則第3条</p> <p>平18厚令171 第171条 準用（第33条 の2第3項）</p> <p>令3厚令10 附則第3条</p>	
	<p><u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っていないか。</u> <u>(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)</u></p> <p>※ 次に該当する利用定員を超えた利用者の受入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日あたりの利用者の数</p> <p>① 利用定員 50 人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に 150% を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員 51 人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171 第171条 準用（第69条 ）</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる 書類（利用者名簿 等）</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
31 非常災害対策	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する<u>具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順（以下「行動手順等」という。）を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。</u> <u>また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。</u></p> <p>① 消火設備その他の非常災害の際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められるものに行わせること。</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	適 ・ 否	平24条例57 第160条 準用（第73条 第1項、第2項） 平18厚令171 第171条 準用（第70条 第1項）	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録
		適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第70条 第2項）	避難訓練の記録 消防署への届出
		適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第70条 第3項）	適宜必要と認められる資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。</p> <p>※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練（シミュレーション）を年2回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策（防護服の着用、ゾーニング等）を行った上での支援の演習などを実施すること なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>			
33 協力医療機関	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>※事業所から近距離にあることが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第91条）	適宜必要と認める資料（契約書）
34 掲示	<p><u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</u> <u>（ただし、重要事項を記載した書面をその事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。）</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第92条）	事業所の掲示物
35 身体拘束等の禁止	<p><u>（1）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p><u>（2）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第35条の2第1項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
		適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第35条）	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p>	適 ・ 否	<p>の2第2項)</p> <p>平18厚令171 第171条 準用（第35条 の2第3項）</p>	<p>記録、理由が分かる書類等)</p>
	<p><u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>※ 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（＝身体拘束適正化検討委員会）を年1回以上開催することが望ましい。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171 第171条 準用（第35条 の2第3項第1号）</p>	<p>身体拘束適正化委員会の開催記録</p>
	<p><u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171 第171条 準用（第35条 の2第3項第2号）</p>	<p>身体拘束等の適正化のための指針</p>
	<p><u>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171 第171条</p>	<p>研修計画、研修実施記録</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年 1 回以上（新規採用職員は必須）実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>		準用（第35条の2第3項第3号）	
36 秘密保持等	<p><u>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条 準用（第36条第1項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	<p><u>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条 準用（第36条第2項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	<p><u>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条 準用（第36条第3項）	個人情報同意書
37 情報の提供等	<p><u>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条 準用（第37条第1項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	<p><u>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条 準用（第37条	事業者のHP画面 ・パンフレット

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
38 利益供与等の禁止	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(生活訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否	第2項) 平18厚令171 第171条 準用(第38条 第1項)	適宜必要と認める 資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第38条 第2項)	適宜必要と認める 資料
39 苦情解決	(1) <u>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第39条 第1項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	※ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置(利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。) 【解釈通知 平18障発1206001】			
	(2) <u>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第39条 第2項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平18障発1206001】			
	(3) <u>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用(第39条 第3項)	市町村からの指導 または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第39条第4項）	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<p>(5) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第39条第5項）	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<p>(6) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第39条第6項）	都道府県等への報告書
	<p>(7) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第39条第7項）	運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
40 事故発生時の対応	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 速やかに第一報を報告するとともに事故発生状況報告書を当該利用者に係る市町村区へ提出すること。【福岡市障がい福祉サービス等に係る事故報告要領】</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めおくことが望ましい【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条準用（第40条第1項）	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第171条	事故の対応記録 ヒヤリハットの記

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
41 虐待の防 止	<p><u>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p> <p>※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>準用（第40条第2項）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第40条第3項）</p>	<p>録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p>
	<p><u>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可</p> <p>※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171第171条準用（第40条の2）</p> <p>平18厚令171第171条準用（第40条の2第1号）</p>	<p>虐待防止委員会の開催記録</p>
	<p>② <u>当該自立訓練（生活訓練）事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>※ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	適 ・ 否	<p>平18厚令171第171条準用（第40条の2第2号）</p>	<p>研修計画、研修実施記録</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第40条 の2第2号）	責任者を設置して いることが分かる 書類
42 会計の区分	指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定自立訓練（生活訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第41条 ）	収支予算書・決算 書等の会計書類
43 地域との連携等	指定自立訓練（生活訓練）事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等 との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第171条 準用（第74条 ）	適宜必要と認める 資料
44 記録の整備	(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している か。	適 ・ 否	平18厚令171 第170条の3 第1項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しているか。 ① 自立訓練（生活訓練）計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適 ・ 否	平18厚令171 第170条の3 第2項	左記①から⑥まで の書類
45 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。） で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は 6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び	適 ・ 否	平18厚令171 第224条第1 項	電磁的記録簿冊

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第224条第2 項	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
<p>第5 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>				
<p>1 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準</p>	<p>共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等は当該事業に関して、次の基準を満たしているか。</p> <p><u>(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>※ 設備については、指定通所介護事業者等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。なお、当該設備については、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>※ 共生型自立訓練（生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p><u>(3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚令171第171条の2</p> <p>平18厚令171第171条の2第1号</p> <p>平18厚令171第171条の2第2号</p> <p>平18厚令171第171条の2第3号</p>	<p>平面図 【目視】 利用者数の分かる資料</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書								
2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して、次の基準を満たしているか。		平18厚令171第171条の3									
	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。	適 ・ 否	平18厚令171第171条の3第1号	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）								
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。	適 ・ 否	平18厚令171第171条の3第2号	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人			
	登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	適 ・ 否	平18厚令171第171条の3第3号	平面図 【目視】									
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。	適 ・ 否	平18厚令171第171条の3第4号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）									
(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	適 ・ 否	平18厚令171第171条の3第4号	適宜必要と認める資料									

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 準用	(第4及び共生型自立訓練(生活訓練)の事業を準用)	適 ・ 否	平18厚令171 第171条の4 準用(第9条 から第18条 まで、第20条 、第23条、第 28条、第33条 の2、第35条 の2から第41 条まで、第51 条、第57条か ら第60条ま で、第66条、 第68条から 第70条まで、 第74条、第79 条、第85条の 2から第92条 まで、第160 条、第161条、 第165条及び 第4節(第169 条及び第171 条を除く。))	同準用項目と同一 文書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	<p>働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の自立訓練（生活訓練）計画を作成することが望ましい。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第172条第4号	適宜必要と認める資料
	<p>次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなしているか。この場合において、1の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第172条の2	
	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171第172条の2第1号	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サ</p>	適 ・ 否	平18厚令171第172条の2第2号	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書								
	<p><u>テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12人) までの範囲内とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人			
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
	<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第172条の2 第3号	平面図 【目視】								
	<p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第172条の2 第4号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）								
	<p>(5) この2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	適 ・ 否	平18厚令171 第172条の2 第5号	適宜必要と認める資料								
3 利用者負担額等の受領	第4の13の(2)から(5)を準用	適 ・ 否	平18厚令171 第173条 準用 (第159条第2～6項)	同準用項目と同一文書								

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第7 多機能型に関する特例			法第43条	
1 利用定員に関する特例	<p>(1) <u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</u></p> <p>① <u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上</u></p> <p>② <u>多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。</u></p> <p>③ <u>多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上</u></p> <p>(2) <u>離島その他の地域であつて平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令174第89条第1項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
2 従業員の員数等に関する特例	<p>(1) <u>多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)又は(4)にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171第215条第1項 平18厚令174第90条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(2) <u>多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</u></p> <p>① <u>利用者の数の合計が60以下 1以上</u></p> <p>② <u>利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第215条第2 項 平18厚令174 第90条第2項 平18厚告544 の二	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
	<p>(3) <u>第7の1の(2)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(1)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。</u></p> <p>① <u>生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者</u></p> <p>② <u>就労継続支援B型の利用者</u></p>	適 ・ 否	平18厚令174 第90条第3項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
3 設備の特例	<u>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</u>	適 ・ 否	平18厚令171 第216条 平18厚令174 第91条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
4 電磁的記録等	<p>(1) <u>指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。</u></p> <p>(2) <u>指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者で</u></p>	適 ・ 否	平18厚令171 第224条第1 項	電磁的記録簿冊
		適 ・ 否	平18厚令171 第224条第2	適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>ある場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。</p>		項	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
<p>第8 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(変更が必要な事項)</p> <p>①事業所の名称及び所在地</p> <p>②法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③法人の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥運営規程</p> <p>⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑧訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>⑨役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
		<p>適 ・ 否</p>	<p>法第46条第2項 施行規則第34条の23</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第9 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い			法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第11により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適宜必要と認める報酬関係資料
2 生活訓練サービス費				
(1) 生活訓練サービス費(I)	<p>～令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>生活訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>令和3年4月1日サービス提供分～</p> <p>生活訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表第11の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料
		適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
(2) 生活訓練サービス費(Ⅱ)	生活訓練サービス費(Ⅱ)(視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。)については、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条1項第3号の規定により平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等(共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。)に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)を行った場合に、自立訓練(生活訓練)計画、特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容の平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注2	適宜必要と認める報酬関係資料
(2-2) 生活訓練サービス費(Ⅱ)の視覚障害者に対する専門的訓練の場合	生活訓練サービス費(Ⅱ)の視覚障害者に対する専門的訓練の場合については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第10号に該当する従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ※ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第10号に該当する従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を終了した者	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注2の2	適宜必要と認める報酬関係資料
(3) 生活訓練サービス費(Ⅲ)	生活訓練サービス費(Ⅲ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利用期間が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注3	適宜必要と認める報酬関係資料
(4) 生活訓練サービス費(Ⅳ)	生活訓練サービス費(Ⅳ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注4	適宜必要と認める報酬関係資料
(5) 共生型生活訓練サービス費	共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所において、共生型自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(生活訓練)事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注4の2	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
(6) 基準該当生活訓練サービス費	<p>基準該当生活訓練サービス費については、基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>令和3年4月1日サービス提供分～</p> <p>※ 令和3年9月30日までの間は、(1)から(6)について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。</p>	適 ・ 否	<p>平18厚告523別表第11の1の注5</p> <p>令3厚労告87・附則第14条</p>	適宜必要と認める報酬関係資料
(7) その他	<p>(1)から(5)までに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、(2)については次の④又は⑤に該当する場合に、(3)及び(4)については次の①から④までのいずれかに該当する場合に、(5)については①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から⑤までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者（指定宿泊型自立訓練を除く。）の数が次に該当する場合 100分の70</p> <p>ア 過去3月間の利用者の数の平均値が、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合</p> <p>(7) 利用定員が11人以下の施設 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合</p> <p>(イ) 利用定員が12人以上の施設 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 1日の利用者の数が次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合</p> <p>(7) 利用定員が50人以下の施設 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(イ) 利用定員が51人以上の施設 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用者（指定宿泊型自立訓練に限る。）の数が次に該当する場合 100分の70</p> <p>ア 過去3月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 1日の利用者の数が次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合</p> <p>(7) 利用定員が50人以下の施設 利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(イ) 利用定員が51人以上の施設 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	適 ・ 否	<p>平18厚告523別表第11の1の注6</p> <p>平18厚告550の六</p>	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>③ 従業者（共生型自立訓練（生活訓練）事業所の従業者を除く。）の員数が次に該当する場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>ア 生活支援員又は地域移行支援員の員数を満たしていない場合</p> <p>（ア）減算が適用される月から3月未満の月について 100分の70</p> <p>（イ）減算が適用される月から連続して3月以上の月について 100分の50</p> <p>イ サービス管理者の人員欠如の場合</p> <p>（ア）減算が適用される月から5月未満の月について 100分の70</p> <p>（イ）減算が適用される月から連続して5月以上の月について 100分の50</p> <p>④ 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、自立訓練（生活訓練）計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>⑤ 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等の利用者（指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>※ 障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に掲げる期間 2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）</p>			
(7-2) 特別地域加算	<p>平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注6の2	適宜必要と認める報酬関係資料
(7-3) 身体拘束廃止未実施減算	<p>次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>（②～④については、令和5年3月31日までの間は減算しない。）</p> <p>① 身体拘束等に係る記録が行われない場合</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注6の3	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>④ 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合</p>			
(7-4) サービス管理責任者配置等加算	<p>共生型生活訓練サービス費(Ⅲ)については、次の①及び②のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練(生活訓練)事業所について、1日につき58単位を加算しているか。</p> <p>① サービス管理責任者を1名以上配置していること。</p> <p>② 地域に貢献する活動を行っていること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注6の4	適宜必要と認める
(8) 障害福祉サービス相互の算定関係	<p>利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注7	適宜必要と認める報酬関係資料
2の2 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料(勤務実績表、出勤簿、資格者証の写し等)
		適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注2	適宜必要と認める報酬関係資料(勤務実績表、出勤簿、資格者証の写し等)
		適 ・ 否	平18厚告523別表第11の1の注3	適宜必要と認める報酬関係資料(勤務実績表、出

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
2の3 地域移行支援体制強化加算	<p>を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のイで定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のイに定める基準</p> <p>① 地域移行支援員の員数が、常勤換算方法で指定宿泊型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を15で除して得た数以上配置されていること。</p> <p>② 地域移行支援員のうち、1人以上が常勤であること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の1 の3の注 平18厚告551 十一のイ	勤簿、雇用契約書等) 適宜必要と認める報酬関係資料
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（生活訓練サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。以下同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
4 初期加算	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
5 欠席時対応 加算	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定自立訓練（生活訓練）従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
5の2 医療連 携体制加算	<p>～令和3年3月31日サービス提供分</p> <p>（1）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。（2）及び（3）において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（2）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（3）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（4）医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第11の4の2 の注1	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>（2）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第11の4の2 の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>（3）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第11の4の2 の注3	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>（4）医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 改正前別表 第12の4の2 の注4	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>令和3年4月1日サービス提供分～</p> <p>（1）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。（2）から（5）において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>		の2の注1	
	<p><u>（2）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の2の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p><u>（3）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の2の注3	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>※ 看護の提供時間の考え方 医療的ケアを必要としない利用者：直接に看護を提供した時間 医療的ケアを必要とする利用者：直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間 【令和3年度Q&A VOL. 1】</p>			
	<p><u>（4）医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の2の注4	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>※ 医療的ケアを必要とする利用者（厚生労働大臣が定める者） スコア表（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者をいう。 【平18厚労告56・第5号の7】</p>			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
5の3 個別計画訓練支援加算	<p>(5) 医療連携体制加算（V）については、医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合 $(500 \text{ 単位} \times \text{看護職員数}) \div (\text{当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用数}) = 1 \text{ 人あたり単位数/日}$</p> <p style="text-align: right;">【令和3年度Q&A VOL. 1】</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の2の注5	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>(6) 医療連携体制加算（VI）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1) から (4) までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の2の注6	適宜必要と認める 報酬関係資料
	<p>次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫し支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の4 の3の注	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
6 短期滞在加算	<p>(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等が、利用者（生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のロに定める基準</p> <p>① 短期滞在加算（Ⅰ）を算定すべき場合の施設基準</p> <p>(一) 居室の定員が 4 人以下（指定障害者支援施設基準附則第 16 条の規定による指定障害者支援施設が行う場合にあつては、原則として 4 人以下）であること。</p> <p>(二) 居室のほか、次の（ア）から（エ）までに掲げる設備を有していること。</p> <p>(ア) 浴室</p> <p>(イ) 洗面設備</p> <p>(ウ) 便所</p> <p>(エ) その他サービスの提供に必要な設備</p> <p>(三) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。</p> <p>(四) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が 1 人以上配置されていること。</p> <p>② 短期滞在加算（Ⅱ）を算定すべき場合の施設基準</p> <p>(一) ①の（一）から（三）までに掲げる基準を満たしていること。</p> <p>(二) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されていること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の注 平18厚告551 四のロ	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の2 日中支援加算	<p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護若しくは同条第 8 項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に、当該 2 日を超える期間について、1 日につき</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の2の注	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
6の3 通勤者 生活支援加算	<p><u>所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>指定宿泊型自立訓練の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の3の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の4 入院時 支援特別加算	<p><u>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下及び6の5において同じ。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の4の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の5 長期入 院時支援特別 加算	<p><u>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、6の4の入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の5の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の6 帰宅時 支援加算	<p><u>指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。6の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の6の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の7 長期帰 宅時支援加算	<p><u>指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、6の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の7の注	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
6の8 地域移行加算	<p>利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、算定しない。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の8の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
6の9 地域生活移行個別支援特別加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のハで定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九で定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十四のハに定める基準</p> <p>(1) 加算対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること</p> <p>(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置することにより有資格者による指導体制が整えられていること</p> <p>(3) 従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。</p> <p>(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者</p> <p>医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者、刑事施設又は少年院の釈放から3年を経過していない者</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の5 の9の注 平18厚告551 11のハ 平18厚告556 の九	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
6の10 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、6の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の5の10の注	適宜必要と認める報酬関係資料
6の11 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第十一号の二に定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」第29号に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第十一号の二に定める基準次の①及び②のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。</p> <p>① 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の過程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」第29号に適合すると認められた利用者 障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目並びにて</p>	適 ・ 否	平18厚告523別表第11の5の11の注	適宜必要と認める報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>んかん発作の頻度について、別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。</p> <p>(行動関連項目) 「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」「異食行動」「移動・行動停止」「不安定な行動」「自らを傷つける行為」「他人を傷つける行為」「不適切な行為」「突発的な行動」及び「過食・反すう等」</p>			
7 利用者負担 上限額管理加算	<p><u>指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の6 の注	適宜必要と認める 報酬関係資料
8 食事提供体制 加算	—			
(1) 食事提供体制加算(Ⅰ)	<p><u>食事提供体制加算(Ⅰ)については、低所得者等(6の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の7 の注1	適宜必要と認める 報酬関係資料
(2) 食事提供体制加算(Ⅱ)	<p><u>食事提供体制加算(Ⅱ)については、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者((1)に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の7 の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
<p>9 精神障害者退院支援施設加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下において同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、平成24年4月1日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のホに定める基準</p> <p>① 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）を算定すべき場合の施設基準</p> <p>（一）利用定員</p> <p>（ア）病院の建物内の医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床を転換して設けられたもの（病床転換型） 20人以上60人以下</p> <p>（イ）病床転換型以外のもの 20人以上30人以下</p> <p>（二）居室の定員</p> <p>（ア）病床転換型 4人以下</p> <p>（イ）病床転換型以外のもの 原則として個室</p> <p>（三）利用者1人当たりの居室の床面積</p> <p>（ア）病床転換型 6平方メートル以上</p> <p>（イ）病床転換型以外のもの 8平方メートル以上</p> <p>（四）居室のほか、次の（ア）から（エ）までに掲げる設備を有していること。</p> <p>（ア）浴室</p> <p>（イ）洗面設備</p> <p>（ウ）便所</p> <p>（エ）その他サービスの提供に必要な設備</p> <p>（五）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。</p> <p>（六）夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていること。</p> <p>②精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）を算定すべき場合の施設基準</p> <p>（一）①の（一）から（五）までに掲げる基準を満たしていること。</p> <p>（二）夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>平18厚告523別表第11の8の注 平18厚告551十一のホ</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
10 夜間支援等 体制加算	(1) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対し夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の9 の注1	適宜必要と認める 報酬関係資料
	(2) 夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の9 の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料
	(3) 夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の9 の注3	適宜必要と認める 報酬関係資料
11 看護職員配 置加算	(1) 看護職員配置加算（Ⅰ）については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 10の注1	適宜必要と認める 報酬関係資料
	(2) 看護職員配置加算（Ⅱ）については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 10の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
12 送迎加算	<p>(1) <u>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（指定管理制度による委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>※ 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算（Ⅰ） <ul style="list-style-type: none"> 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施していること ・送迎加算（Ⅱ） <ul style="list-style-type: none"> 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用していること、または、週 3 回以上の送迎を実施していること <p>(2) <u>平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</u></p> <p>※ 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎 事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 11の注1 平24厚告268 の四準用（一 のイ・ロ）	適宜必要と認める 報酬関係資料
13 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>(1) <u>障害福祉サービス体験利用支援加算（Ⅰ）及び障害福祉サービス体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</u></p> <p>① <u>体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</u></p> <p>② <u>障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</u></p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 12の注1	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p>(2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>(4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第十一号のへに適合するものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第十一号のへ指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規定において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 12の注2	適宜必要と認める 報酬関係資料
13-2 社会生活支援特別加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第十一号のトに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第九号に規定する者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一のトに定める基準</p> <p>(1) 加算対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること</p> <p>(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置すること又は当該資格を有することを訪問させることにより有資格者による指導体制が整えられていること</p> <p>(3) 従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 12の2注	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
13-3 就労移行支援体制加算	<p>(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること</p> <p>※ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者 医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者、刑事施設又は少年院の釈放から3年を経過していない者</p> <p>指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（「就労定着者」）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 12の3注	適宜必要と認める 報酬関係資料
15 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）2から13-3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）2から13-3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）2から13-3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 13の注 平18厚告543 の三十準用	適宜必要と認める 報酬関係資料
16 福祉・介護職員特定処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の三十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否	平18厚告523 別表第11の 14の注 平18厚告543 の三十一	適宜必要と認める 報酬関係資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	<p><u>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定していない。</u></p> <p>① <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 13-3 までにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては 1000 分の 26 に相当する単位数)</u></p> <p>② <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 13-3 までにより算定した単位数の 1000 分の 36 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては 1000 分の 26 に相当する単位数)</u></p>		十七 (準用)	

(注) 下線を付した項目が標準確認項目